

農林水産商工常任委員会資料

(平成24年9月19日)

(追加分)

項目

1. 米子市崎津地区に係る鳥取米子ソーラーパーク(株)との賃貸借
契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

企業局

米子市崎津地区に係る鳥取米子ソーラーパーク(株)との賃貸借契約の締結について

平成24年9月19日
環境立県推進課
住宅政策課
企業局経営企画課

長年、未利用状態が続いていた米子崎津地区5.3.2 haについて、SB エナジー(株)と三井物産(株)が出資する特定目的会社(SPC)が大規模太陽光発電所として一括利用する協議を行ってきましたが、SPCとそれぞれの土地所有者との間で次のような内容で賃貸借契約を締結することになりました。

契約締結後、SPCは10月初旬までに工業団地、住宅団地の工事に着工し、平成25年7月の完成を予定しています。

なお、米子市の商業用地は、現在、粗造成中であり、賃貸借契約は12月までに締結される予定です。

1 賃貸借契約書の主な内容

(1) 契約の相手方

鳥取米子ソーラーパーク(株)

代表取締役 藤井 宏明

出資者 ソフトバンク(株)の完全子会社SB エナジー(株)と三井物産(株)

(2) 貸付面積

- ・全体面積 53.2 ha
 - (内訳) 工業団地(鳥取県企業局) 24.3 ha
 - 商業用地(米子市) 19.8 ha
 - 住宅団地(鳥取県住宅供給公社) 9.1 ha
- ・設備容量 42.9 MW (一般家庭の約12,000世帯分相当の消費電力を発電)

(3) 使用目的

太陽光発電施設及び関連施設の設置並びにその管理・運営

(4) 太陽光発電施設等の名称

ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク

(5) 貸付期間

20年間

(6) 年間貸付料

売電収入歩合制と最低保証料の併用とし、次のいずれか高い額とする。なお、工事期間中の貸付料は徴収しない。

①年間売電収入総額(税抜)×3.75%×県、米子市及び県住宅供給公社の三者が別途締結する合意書により定めた配分率(太陽光パネル設置容量の比率で算定)

②調達期間中の年間平均計画発電量×調達価格(税抜)×3.75%×80%×県、米子市及び県住宅供給公社の三者が別途締結する合意書により定めた配分率(太陽光パネル設置容量の比率で算定)【最低保証料】

※最低保証料 鳥取県企業局 年額 23,381千円(予定)

鳥取県住宅供給公社 年額 8,708千円(予定)

(7) 担保権の設定等

金融機関からのプロジェクトファイナンスによる資金調達及び本件事業の安定性・継続性確保の観点から、プロジェクトファイナンスに係る一般的な特約として、賃借権に対する担保権等の設定、責任財産限定特約及び倒産申立権の放棄を規定。

※プロジェクトファイナンス：将来の事業収入を担保に金融機関から融資を受ける金融手法。

2. 今後の予定案

- 土地の賃貸借契約の締結（鳥取県企業局、鳥取県住宅供給公社）
- 着工（10月初旬）
- 完成（平成25年7月を予定）

3 経緯等

【平成23年】

- 5/26 関西広域連合委員会で、平井知事がソフトバンク孫社長へ崎津地区での設置を具体的に提案。
- 7/10 平井知事と米子市 野坂市長が現地を視察、打合せ。
- 7/13 秋田市内で平井知事がソフトバンク孫社長と面談。約 51ha のすぐに使える土地があること、米子の日射量は東京と変わらないこと等をPR。
- 7月から10月にかけて、数回、ソフトバンク社が現地調査を実施。なお、7/2、9/12 には、来県したソフトバンク社の担当者と平井知事が面談。
- 11/21 かねてから提案していた崎津地区のメガソーラー事業について平井知事が孫社長へトップセールス。
- 11/21 自然エネルギー協議会終了後の質疑において、孫社長がソフトバンク社の十数カ所のメガソーラー予定地に崎津地区が含まれていることをコメント。

【平成24年】

- 3/15 県議会の福祉生活病院常任委員会及び農林水産商工常任委員会において、地代を売電収入の3%を基本とすることを報告。（工事期間中の地代は全額免除）
- 4/6 米子市議会にてSPCへの太陽光発電所用地の貸し付けに関する議案は全会一致で可決。
- 6/26 SBエナジー（株）、三井物産（株）、鳥取県、米子市、鳥取県住宅供給公社の5者で、「米子市崎津地区での大規模太陽光発電所の設置及び運営に関する検討の協定」を締結。
- 8/29 SBエナジー（株）、三井物産（株）、鳥取県、米子市、鳥取県住宅供給公社の5者で、「米子市崎津地区での大規模太陽光発電所の設置及び運営に関する協定」を締結し、次の点に配慮するようにSPCに要請。
 - ・発電所等の建設に際し、鳥取県内の企業又は在住者の活用に努めること。
 - ・発電所等に見学施設あるいはガイダンス施設を設置する等、再生可能エネルギーの導入啓発に努めること。